

## <高額医療・高額介護合算療養費制度>

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

医療保険上の世帯を単位とし、被保険者の方全員が1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合にその超えた金額が支給されます。

### ■注意事項■

医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯を対象とします。食費・居住費、差額ベッド代のほか、高額療養費・高額介護サービス費として返還された分は含みません。

### 自己負担限度額（年額）

| 所得区分     | 後期高齢者医療制度＋介護保険<br>世帯単位の自己負担限度額 |
|----------|--------------------------------|
| 現役並み所得者Ⅲ | 212万円                          |
| 現役並み所得者Ⅱ | 141万円                          |
| 現役並み所得者Ⅰ | 67万円                           |
| 一般       | 56万円                           |
| 低所得Ⅱ     | 31万円                           |
| 低所得Ⅰ     | 19万円                           |

### ■申請手続きについての留意点■

該当すると思われる方には、毎年4月頃に、福井県後期高齢者医療広域連合から申請のお知らせが送付される予定です。

お知らせが届きましたら、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室で申請してください。